

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行

(当日は、
その翌日
が翌日
の日)

目次

◇告 示 保安林予定森林

森林法第八十九条の規定による告示

土地の用途廃止

◇選管告示 選挙管理委員会の招集

告 示

鳥取県告示第五百六十三号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和四十三年八月六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 (一) 保安林予定森林の所在場所

八頭郡若桜町大字根安字宮田口五二四、五二五の二から五二五の

三一まで、五二五の三四、五二五の三五、大字小舟字赤淵一〇〇、

一一〇〇の一、一一〇〇の二、一一〇一から一一〇四まで、一一〇

五の一、一一〇六、一一〇七、字ゲン浪一一〇八の一から一一〇八

の五まで、一一〇九から一一二二まで

(二) 指定の目的

土砂の流出の防備

(三) 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(2) 主伐として伐採をすることが出来る立木は、八頭地域森林計

画で定める標準伐期令以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

二 (一) 保安林予定森林の所在場所

気高郡鹿野町大字河内字イモリ山二九七六の一から二九七六の五
まで、二九七八から二九八一まで

(二) 指定の目的

土砂の流出の防備

(三) 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(2) 主伐として伐採をすることが出来る立木は、鳥取地域森林計

画で定める標準伐期令以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

三 (一) 保安林予定森林の所在場所

東伯郡三朝町大字西小鹿字加市一一〇、一一三、字片倉二四二、

一四三、一四五、一四七、一四九、一五〇、一五一の一、一五一の二、一五二から一五五まで、一五六の一、一五六の二

(一) 指定の目的

土砂の流出の防備

(二) 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、倉吉地域森林計画で定める標準伐期令以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

四 (一) 保安林予定森林の所在場所

八頭郡船岡町大字大江字ソフケ畑一八五六、字上ミ鹿垣一二二七、字今礎ノ三一五三九

(二) 指定の目的

土砂の崩壊の防備

(三) 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 主伐は、択伐による。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、八頭地域森林計画で定める標準伐期令以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

五 (一) 保安林予定森林の所在場所

八頭郡八東町大字奥野字清水一九二、一九一の一、一九一の二、一九六の一、大字妻鹿野字都合一七三七

(二) 指定の目的

土砂の崩壊の防備

(三) 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 主伐は、択伐による。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、八頭地域森林計画で定める標準伐期令以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

六 (一) 保安林予定森林の所在場所

八頭郡若桜町大字諸鹿字ヘシ路九一八の六二、九一八の六三、大字来見野字上へ倉一三一一の九、一三一一の二八から一三一一の三〇まで、一三一一の三三、一三一一の一から一三一一の四まで、一三一一の七から一三一一の九まで、一三一一の一から一三一一の五まで、大字根安字小茅野三六二、三六三、三六四の三、字谷口下モ平五三三の二四、五三三の四一、大字岩屋堂字シテ谷三二〇の二、三二五、大字三倉字ヲトシ三五の一、三五の二、字西河内奥一一七一の五、五

(二) 指定の目的

土砂の崩壊の防備
指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 主伐は、択伐による。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、八頭地域森林計

画で定める標準伐期令以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

七 保安林予定森林の所在場所

八頭郡智頭町大字大内字木下上エ一〇七二、一〇八〇の一、大字

市瀬字大町谷三〇六五の一、三〇六五の二、三〇六六の一、三〇六

六の二、三〇七八の一、三〇七八の二、三〇八一、三〇八二、三〇

八五の二、三〇九〇の一、三〇九九、三二〇七、三二〇八の二、字

円城谷三二四一、三一六五の二、三一九一の一、三一九一の二、大

字口字波字大ヶ谷五四九、字金畑七二七、字屋邊五六二の一、字ヒ

ル途五六三

(二) 指定の目的

土砂の崩壊の防備

(三) 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 主伐は、択伐による。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、八頭地域森林計

画で定める標準伐期令以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
2 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

八 保安林予定森林の所在場所

八頭郡用瀬町大字江波字大畑ヶ口二二三、二二四、字大畑ヶ谷一

〇四五の二三

(二) 指定の目的

土砂の崩壊の防備

(三) 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 主伐は、択伐による。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、八頭地域森林計

画で定める標準伐期令以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

九 保安林予定森林の所在場所

八頭郡佐治村大字加瀬木字イモウ谷二五五六、字西平八四七、字

川井谷八七八、大字畑字ヤキヤウ大谷平四三〇、字チシヤ畑四一七、

大字刈地字サアシラ四八〇、字コンヤ谷四九八

(二) 指定の目的

土砂の崩壊の防備

(三) 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

- (1) 主伐は、択伐による。
- (2) 主伐として伐採をすることができる立木は、八頭地域森林計画で定める標準伐期令以上のものとする。
- (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- 2 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
- 一〇 (一) 保安林予定森林の所在場所
八頭郡河原町大字片山字乙水出七三二、七三五、七三六、字中尾八七九、八八二から八八四まで、八八六、八八七
- (二) 指定の目的
土砂の崩壊の防備
- (三) 指定施業要件
- 1 立木の伐採の方法
- (1) 主伐は、択伐による。
- (2) 主伐として伐採をすることができる立木は、八頭地域森林計画で定める標準伐期令以上のものとする。
- (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- 2 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
- 一一 (一) 保安林予定森林の所在場所
八頭郡家町大字落岩字山口七〇九の二〇
- (二) 指定の目的
土砂の崩壊の防備
- (三) 指定施業要件

- 1 立木の伐採の方法
- (1) 主伐は、択伐による。
- (2) 主伐として伐採をすることができる立木は、八頭地域森林計画で定める標準伐期令以上のものとする。
- (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- 2 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
- 一二 (一) 保安林予定森林の所在場所
岩美郡国府町大字上荒舟字畑ノ谷四四六、四四六の一、四四七、字上地谷口六九三、大字宮ノ下字矢谷六三九
- (二) 指定の目的
土砂の崩壊の防備
- (三) 指定施業要件
- 1 立木の伐採の方法
- (1) 主伐は、択伐による。
- (2) 主伐として伐採をすることができる立木は、鳥取地域森林計画で定める標準伐期令以上のものとする。
- (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- 2 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
- 一三 (一) 保安林予定森林の所在場所
気高郡鹿野町大字河内字角蔵平四一八四の一、四一八四の一〇、四一八四の一四、四一八四の一五
- (二) 指定の目的

土砂の崩壊の防備
指定施業要件

1 立木の伐採の方法

- (1) 主伐は、択伐による。
(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、鳥取地域森林計画で定める標準伐期令以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

一四 (一) 保安林予定森林の所在場所

気高郡青谷町大字青谷字小丸山六〇二三の一

(二) 指定の目的

土砂の崩壊の防備

(三) 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

- (1) 主伐は、択伐による。
(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、鳥取地域森林計画で定める標準伐期令以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

一五 (一) 保安林予定森林の所在場所

東伯郡三朝町大字三徳字下段原頭一八〇から一八二まで、字笹原頭四八六の一、字神代七五七、字鱧橋邸頭七九一、大字東小鹿

字小鹿田平一四一〇の一、一四一〇の二、大字神倉字仏谷一〇五四の一、一〇五六から一〇五八まで、字裨畑谷五〇九の一、五〇九の二、五一〇

(二) 指定の目的

土砂の崩壊の防備

(三) 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

- (1) 主伐は、択伐による。
(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、倉吉地域森林計画で定める標準伐期令以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

一六 (一) 保安林予定森林の所在場所

東伯郡関金町大字福原字水無瀬原一三五の二、一三八、大字明高字家ノ向二〇八

(二) 指定の目的

土砂の崩壊の防備

(三) 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

- (1) 主伐は、択伐による。
(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、倉吉地域森林計画で定める標準伐期令以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

一七 (一) 保安林予定森林の所在場所

西伯郡名和町大字御米屋字東屋敷一〇六六、一〇七一の一

(二) 指定の目的

土砂の崩壊の防備

(三) 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 主伐は、択伐による。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、米子地域森林

計画で定める標準伐期令以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

一八 (一) 保安林予定森林の所在場所

西伯郡岸本町大字番原字大山渡瀬四一六から四一八まで、字大

畑四四五から四四七まで、四五一の一

(二) 指定の目的

土砂の崩壊の防備

(三) 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 主伐は、択伐による。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、米子地域森林

計画で定める標準伐期令以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
2 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

一九 (一) 保安林予定森林の所在場所

米子市陰田町字一四九五

(二) 指定の目的

土砂の崩壊の防備

(三) 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 主伐は、択伐による。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、米子地域森林

計画で定める標準伐期令以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

二〇 (一) 保安林予定森林の所在場所

西伯郡西伯町大字阿賀字大谷山二三八七、一三九一、一三九二

(二) 指定の目的

土砂の崩壊の防備

(三) 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 主伐は、択伐による。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、米子地域森林

計画で定める標準伐期令以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

二二 (一) 保安林予定森林の所在場所

西伯郡会見町大字浅井字谷奥山ノ巻七五五の三〇から七五五の

三二まで

(二) 指定の目的

土砂の崩壊の防備

(三) 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 主伐は、択伐による。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、米子地域森林

計画で定める標準伐期令以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

二二 (一) 保安林予定森林の所在場所

日野郡溝口町大字大倉字道免ヒナ平三〇二、字道免三二五、字

ヒイ薄三四六、三四七、大字富江字清水田平六四三から六四五ま

で、六四七、六四八

(二) 指定の目的

土砂の崩壊の防備

(三) 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 主伐は、択伐による。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、米子地域森林

計画で定める標準伐期令以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

二二 (一) 保安林予定森林の所在場所

日野郡江府町大字吉原字畑口九九八、一〇〇〇、大字御机字西

荒堀一九九、字向山七三二、大字下蚊屋字逃谷三三三、三三六の

一、三三六の二

(二) 指定の目的

土砂の崩壊の防備

(三) 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 主伐は、択伐による。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、米子地域森林

計画で定める標準伐期令以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

二二 (一) 保安林予定森林の所在場所

日野郡日野町大字金持字フロノ崎一九三四、一八三五、大字秋

繩字カヤケ平一一〇七、一一〇八

(二) 指定の目的

土砂の崩壊の防備
指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 主伐は、択伐による。

(2) 主伐として伐採をすることが出来る立木は、日野地域森林

計画で定める標準伐期令以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

二五 (一) 保安林予定森林の所在場所

日野郡日南町大字上萩山字中萩三三四

(二) 指定の目的

土砂の崩壊の防備

(三) 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 主伐は、択伐による。

保安林の所在場所

分明である最後の森林所有者

岩美郡	国府	楠城	保木谷平	四八八	岩美郡国府町大字楠城
"	"	下木原	畑谷頭	二二二の二一	"
"	"	"	"	二二二の二三	大字下木原
"	高岡	"	網野	九一八	"
"	"	"	"	九一八の一	岸田とら

(2) 主伐として伐採をすることが出来る立木は、日野地域森林
計画で定める標準伐期令以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、関係書類を鳥取県農林部林務課及び関係
市町村役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第五百六十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条第二項の規定に
基づき保安林の指定の通知を受けた次に掲げる場所に所在する保安林につ
いては、その森林所有者が知れず、又はその所在が不明であり、同法第
三十三条第三項の規定による当該通知の内容を通知することができないの
で、同法第八十九条の規定によりその内容を国府町役場に掲示したから、
同法同条の規定により告示する。

昭和四十三年八月六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"		
"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"		
"	神護	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"		
"	神原	大柳内平	讓大平	大柳内平	讓大平	大北谷平	池の谷	"	穴水	栃ヶ坂	"	"	蛇段平	"	横道の下	"	天王尾	横尾	"	"	深谷
		九四六の一	九四二	九四六の一	九四二	九三九	九三三	九三二の一	九三二	九三一	九二五	九二四の一	九二四	九二三の一	九二二の一	九二二	九二一	九二〇	九一九の一	九一九	

" " " " " 大字神垣
 " " " " " 岩美郡国府町大字神護
 " " " " " 松江市雑貨町
 " " " " " 岩美郡国府町大字高岡
 " " " " " 大阪府北河内郡四条巖町南野
 " " " " " 大字高岡

塚本 義春
 前田 節男
 多太 熊蔵
 松島 国松
 多田 熊蔵
 松島 光吉
 豊国 永次
 前田 増平
 山本 裕
 前田 増平

鳥取県告示第五百六十五号

建設省所管国有財産の次の土地は、昭和四十三年八月六日から用途廃止した。

昭和四十三年八月六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

場 所	面 積 (平方メートル)	用 途
鳥取市卯垣字下ハザマ二二八ノ一番地先から	三四・五六	水路敷
二二九ノ一番地先まで		
二二七ノ三番地先から	一〇二・七〇	
二二二ノ二番地先まで		
二四六ノ一番地先	六・六〇	
二四五番地先	一八・四四	
二二三ノ一番地先から	九六・六一	
二二八ノ七番地先まで		
二四四ノ一番地先	一一・〇〇	
二四五番地先	七六・七五	道路敷
二四七ノ二番地先	五六・一〇	
二四六ノ一番地先	三六・〇〇	
二四七ノ二番地	四一・四五	

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第四十号

昭和四十三年第九回鳥取県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

昭和四十三年八月六日

鳥取県選挙管理委員会委員長 加 藤 章

一日時 昭和四十三年八月八日 午後一時三十分

二 場所 鳥取市東町一丁目二百二十番地

鳥取県選挙管理委員会委員室

三 議題 (一) 明るく正しい選挙推進指導者研修会の開催について

(二) 鳥取海区漁業調整委員会委員の選挙の結果について